

Title	フランス革命に於ける「独占禁止」の問題
Sub Title	Study of the "Monopoly prohibition" in French revolution
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.25, No.1 (1951. 7) ,p.72- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19510700-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス革命に於ける「獨占禁止」の問題

鈴 木 泰 平

前 言

オーラール、マティエ兩教授の記念碑的勞作がフランス革命の研究を飛躍的に促進したのは周知の所であるが、ピエール・カロン、ヴィラー兩氏が指摘する如く必ずしも問題の解決は充分に果されてゐない憾みが存してゐるのである。就中恐嚇政治の解明に關しては此の感が深いやうに思はれる。元より、各種の制約下に置かれてゐる吾々の場合に於いて、問題の徹底的解決は希むべくもないのであるが、依據し得る資料に依つて恐嚇政治成立に關する史的契機の若干に就いて考察を進めてみたいと考へるのである。

「貴族陰謀」に對する豫防的革命として其の性格を把握されてゐる第二革命—八月十日の革命—は確かにフランス革命の展開に一轉機を齎したものであり、又其の性格によりラディカルな要素を賦與した注目すべき動きであつた。マクシミリアン・ロベスピエールの「憲法の擁護者」はつとに貴族の反革命的動向を傳へてゐると共に革命に新しい要素をつけ加へる必要を強調してゐた點に於いて八月十日革命の豫言者的位置を與へられるのであるが、其れは其の儘斯か

る革命の近き未來に於ける在り方に關しても深い示唆と洞察に富めるものを保持してゐたのである。ロベスピエールが既に豫測してゐた如く一應成立した第二革命は九月虐殺と國民公會の召集に關して早くも其の收拾の困難を思はせるものがあつたのであり、如何にして如何なる形に於いて其の最終的結果を收拾するかは恐らく何人も豫測し得ないことであつたのである。ダントンを主班とする假行政委員會は革命後の新しき事態に對應すべく主としてパリ・コンミュニョンの支持の下に作られたものであるが、其れは差し迫つた軍事的危機に際して到底効果的活動は期し得られるものではなく、⁽²⁾又成立して間もない國民公會にも強力な指導は希み得べくもなかつたのである。假行政委員會及びパリ・ジャコバン・クラブの議事録は此れを證明して餘す所はないのであるが、⁽³⁾此の革命の齎らした結果は要するに革命政治の混迷と不安を導いたのみであり、革命に報いるには餘りにも其の結果は惨めなものであつた。事態の收拾と軍事的危機は其の後、國防委員會の設立及び公安委員會の設置に依つて一應切り抜けられたものとは云へ、其れが豫期された如き活動を爲し得なかつたのは既に論證されてゐる所であり、又多くの史料は其れを端的に確認してゐるのである。事態は其の後、軍事的側面に關する限り強力な處置を一路求めてゆく過程に入るのであるが、革命運動に關する限り就中其の順調な展開に關しては多大の障害が伏在してゐたのであり、凡ゆる動きは停滯的狀態に入つてゐたのである。

扱て事態が停滯的狀態に陥つたのは、云ふまでもなく革命階級の階層的對立並びに革命理念の不徹底に依るのであるが其れにも増して多大の影響を與へてゐたのはアツシニヤ・インフレーションの脅威であり、アツシニヤの老大な無計畫な發行は軍需品製造と相俟つて革命運動の歸趨を測り得ないものにしてゐたのであつた。

處で、民衆生活の安定と革命國防政治の遂行は切り離し得ない關係に立つてゐるものであり、其の効果的な方策は凡

ゆるものに依つて摸索されてゐたのであるが、其れは其の儘革命の運命と革命政治の主導權把握にも密接な關係に立つてゐるものであり、例へば摸索されたとは云へ其の儘の運營には多大の困難を思はせるものであつたのである。

端的に云つて革命に於ける主要課題は生活資料の確保の仕方如何に存するものと考へられよう。フランス革命に於ける獨占禁止の實驗も斯かるオリエンテーションに於いて考へる場合其の意義を捕へられることが可能なのであるが、事實は「獨占禁止」の實驗は單に經濟的秩序に屬するものではなく、より複雑な性格と構造を持つてゐるものであり、其れは政治的側面に於いても見逃し得ない重要な問題を含むと共により廣い史的展望を革命全體に與へてゐるのである。

二

扱て、國民公會が生活資料の確保を目途して五月四日令に次いで制定した法令は、所謂一七九三年七月二十六日の法令であるが、其れには獨占禁止の如き高度資本主義下の反トラスト法的名稱は付されてゐないものであつた。

法令は全十四條から成り、獨占、買占を反社會的行爲と考慮する旨の短い前言を付してゐる。條文中主要なるものを列擧すると、第一條「獨占は重大な犯罪である」第二條「商品或は生活必需品の流通を免かれたもの及び毎日公けに其れを賣却することなく如何なる場所に於いて隱匿し、購買する者は獨占犯罪を犯した者と宣せられる」第三條「商品及び生活必需品を破損し或は故意に破損させた者は同様に獨占行爲者と見做される」第四條「生活必需品及び商品はパン小麥以下……である」第五條「本法施行後八日間に上記商品の所有者は當該商品及び生活必需品の寄託倉庫所在地及びセクション乃至は自治體に届出をしなければならぬ」第六條「自治體乃至セクションは其の存在保有物資の品質、數量を任命せられる委員によつて調査させる」第六條「調査濟の物資所有者は布告によつて行はれ且命令される照會に基き上記

商品乃至物資を少くとも其の届出後三〇日間に小額づつ賣却するかどうかを委員に届出け出ること。承諾する者は遅滞なく、自治體乃至セクション任命の委員監理下で此の方法で賣却を行ふこと」第七條「賣却を欲せず或は賣却し得ない者は其の旨を届出でること」第八條「本法制定公布後八日間に規定された届出をなさざる者は獨占行爲者と見做され死刑を宣せられる、且つ其の財産は沒收され物資は賣却される」第九條「虚偽の届出をなしたる者及び人名、財産名儀を偽つた者並びに獨占行爲者の援助をなした公務者委員も同様に死刑に處せられる」第十條「大量取引にかゝれる商人及び日常消費者のため開かれてゐる倉庫、店輔の所有商人は本法制定後八日間に倉庫、店輔の外に所有物資の品質、數量及び所有者名の表示を行ふこと、此れを怠る者は獨占行爲者と見做される、製造業者も此れに同じ」第十一條「上記條文に指定された取引者、商人以外の軍隊物資調達者は共和國と間に契約されてゐる市場の報告を其の自活體及びセクションになすこと、且つ其れは其の結果行はれるべき購買及び設けられる倉庫を指示されるものである。上記倉庫にして市場内容に依り不必要であり且保有物資にして軍需用以外のものなることが明らかになつた場合倉庫設立者は獨占行爲者たるの裁を受ける」第十二條「獨占行爲及び法令違反の告發者は沒收財産の三分の一を與へられ、他の三分の一は告發物資所在自治體管轄下の貧民に頒たれ、残り三分の一は共和國に歸屬する、物資の故意な破壊、破損を告發したものは告發内容の程度により褒賞を受ける、本法により沒收された凡ゆる物資から生ずる利益は當該自治體の住民に半分頒たれる」第十三條「本法に基き刑事裁判のなしたる裁判は上告を認められない」第十四條「本法が關係官廳に到達された場合、公けの會議に於いて其の證明を行い、且無智を口實とする行爲を許さないための布告を行ふこと」等であり、國民公會の七月二十六日の會議は本法が直ちに特別の傳達方法により共和國全體に施行されるのか決議されてゐるので

ある。

三

本法の求める所は上記條文の明示する如く社會生活の安定を直接、取引行爲其れ自體の取締によつて促進しようとしたものであるが、處で本法制定の背後に伏在する事態は如何なるものであらうか。其の事態の實證的分析に依つて吾々は本法制定の社會經濟的原因と革命政治の置かれてゐる位置及びより廣い革命に於ける經濟問題に於ける主要課題の所在を把握することが可能になるのではないかと考へるのである。

先づ獨占禁止の如き法律的處置を必要とした第一義的理由として擧げらるべきは、所謂アツシニヤ・インフレーションであらう。一七九三年七月現在の其の發行高は十二億リーヴルに達して居り額面價值は二十四金リーヴルに對して三分の一に下落する状態で、其の上相次いで發行される強制公債は徒らに財政の困亂を將來してゐたのである。アツシニヤが發行される主要な理由は云ふまでもなく戰費の調達であるが、アツシニヤの額面價值の下落は然し乍ら必ずしも單に發行高のみにある譯ではなく物資調達を國外に求めてゐる革命政府の政策に乗じた金融業者、外國金融業者の國際的シンジケートの操作にも依るのであり、彼等は硬貨でアツシニヤを買入てアツシニヤに依る物資の買付を行ひ其れをフランスに再輸出することに依つて巨額の利潤を擧げてゐたのであり、此のために不當にアツシニヤの釣上げが行はれ、又物資の缺乏が結果したのであつた。其れ故物價騰貴と生活必需品缺乏の主要な原因は此の點にも求められなければならないのである。然し乍らアツシニヤは他面に於いても國內金融業者、大製造業者、大商人に物資の投機的賣買、賣り惜み、買占の餘地を與へてゐたことも確かであり、此の限りに於いては其れ自身何等生産手段を持たない民衆消費階級

が全く生活不安の原因を此の二つのものに求めたのは肯けるのである。特に直接日常の生活に接觸してゐる商人階級の不當取引に其の原因を求め、經濟秩序の攪亂者に責任を求めて行つたのは蓋し理解され得る民衆的感情であると云へよう。⁽⁶⁾

處で事態の推移は一七九三年初頭以來殆んど同じリズムを持つて行はれてゐるものであり、問題の解決には既に別箇の方法による政策がとられてゐたのであつた。所謂五月四日令が斯かる事態に對應すべく立案されたものであり、恐らく革命開始以來最初の計畫經濟の實驗として試みられてゐたのである。五月四日令は直接的な國家の穀物管理を目的したもので「穀物の生産者、貯藏所有者及び取引、賣買關係者の現在に於ける保有量の申告義務、不正申告に對する家宅搜索、沒收、官吏に依る強制徵發、賣買數量の届出、縣毎の最高價格の設定」を規定したものであるが、其の制定効果は凡そ當初豫想してゐたのとは異つたものであり、事態は反つて悪化の一途をたどることゝなつたのである。即ち政府は流通價值の無いアツシニヤを嫌惡した農民から必要とする穀物を得られず、國境諸部隊は自ら正規の市場外に其の調達を行ふ有様であり、一般消費者は甚だしいパンの缺乏と騰貴に苦しむ状態であつたのである。其れは更により廣く都市と農村に經濟的戰爭さへ惹起するものであり一言にして云へば價格決定制を主眼とする五月四日令は全く効果のない處置であつたのである。⁽⁸⁾ 其れは要するに結果として投機と買占以外の何ものも齎らすものではなく、法令施行の當事者と一般消費階級は擧げて其れに苦んでゐたのであつた。換言すれば事態は新たな方法に依る打開が希まれてゐたのであり、此處に新しい効果を得られるものとしての獨占、買占の直接的取締の叫びが起つたのである。

七月二十六日の法令は斯かる事態と原因によつて企圖された譯なのであるが、法令が制定されるまでの事態には尙微

妙な政治的動きが伏在してゐたのであつた。

扱て、獨占と買占に關する民衆サン・キュロットの動きに直ちに應じて立つたのは、民衆アヴン・ギャルトとして自負してゐたジャック・ルーを先頭とする「アンラージエ」であり其の動きには確かに或る程度民衆の意向に應へるものがあつたのである。「アンラージエ」が舞臺の正面に躍り出たのは政敵のマラーの死に依ることが多大であり、民衆サン・キュロットの眞の代表者としてマラーの相續者としての其の動きは更に大きなものを加へたのであるが、生活資料の問題が革命の日程に上つたことが民衆につけ入る機會をなしたのは否定し得ない事實である。獨占、買占の抑壓に關して「アンラージエ」がコミューンに求めたのは生活資料に關する調査資料と家宅（倉庫）搜索權の行使であり、公安委員會とコミューンは辛じて其の反對を押さへたものゝ其の動きは民衆サン・キュロットの多大の支持を得たのである。「アンラージエ」は更に獨占行爲者に對して死刑を求めたのであるが、ルクレルクの如きは端的に革命政府の樹立を求めると至つてゐたのであつた。¹⁰⁾

「アンラージエ」の斯かる積極的な行動は處で又、逆に民衆サン・キュロットの無自覺的な政治意識を自覺的な政治意識に覺醒させたものであるが、其の獨占抑壓に關する具體的行動に關する限り、獨占、買占を將來するメカニズムに關しては深い理解があつたとは云い難いものがあるものであり、徒らに其のメカニズムの結果のみを問題にしてゐる嫌があつたのである。換言すれば「アンラージエ」は資本主義經濟と私有財産制度の枠内に於いては、アッシニヤの下落と物價騰貴は貨幣數量のノーマルな増加の結果であることに氣付かない憾みがあつたのである。従つて事態の救濟策としてアッシニヤの交換禁止と生活必需品の統制を求め同時に獨占、買占行爲者に對する處刑を求め乍らも所有者階級の犠

牲による民衆生活の安定と戦費調達を考へ得なかつたのであつた。此の點に於いて「アンラージェ」は萌芽的な形態に於いて存在してゐた近代プロレタリアートを正しく代表してゐるものとは云い難いものであり、私有財産に關はり合つてゐるプチ・ブルジョアジーの支配する異質的な大衆を代表してゐるものと云へるのである。⁽¹¹⁾民衆の代辯者をして「アンラージェ」は將に此の限りに於ては正しく其の利益を考慮してゐるとは云い得ないのであり、其の政治的意識と行動には超え難い一定の限界があつたのである。

「アンラージェ」とは別箇に問題の解決に迫らうとしたのはパリ・コミューンであつた。パリ・コミューンが一七九二年十一月一度解體された後、新たに再編成されて一貫した動きを示すに至つたのは一七九三年に入つてからのことであり、五月三十一日革命以後パリ市廳檢事總長シヨームット及び檢事總長代理エベールが積極的に山嶽派に接近してからのことである。エベールは既にジャコバン憲法の實施に就いて其の施行の早きを求め、⁽¹²⁾公安委員會及び國民公會に厄介な課題を呈してゐたのであるが、獨占行爲に關しては其の主宰するペール・デシユエヌを通じて餘り語つて居らず、寧ろ「アンラージェ」と強く對立するの餘り民衆との離反を恐れる風があり、専ら反革命行爲の脅威と徹底的な抗戰を唱へ、特に公安委員會委員就任を求める傾向があつた。従つて、何れかと云へば問題の判斷には沈黙的な態度に終始したのである。従つてエベールは革命階級に屬するものとしては「アンラージェ」とは全く反對の立場に立つてゐるものであり、民衆の支持を得られる程度に於いて其の動きに對應してゐたのに止まるものであつた。

扱て、國民公會が五月四日令の取扱に如何に苦慮してゐたかは、地方派遣委員の五月四日令反對に關する報告に對する態度に好く表はれて居り、⁽¹³⁾表面的には一應其の實施を求めて居り乍ら代はるべき手段を積極的に決定し得ない状態

あつたのである。處で注目すべきは獨占禁止に關して國民公會が一向に明確な一貫した態度をとり得なかつた事實であり全面的な價格統制を避ける傾向と共に民衆階級の意向としての獨占、買占を抑壓する態度をもとつてゐたのである。⁽¹⁴⁾民衆サン・キエロットが、獨占を廻り、斷乎たる行動に出る氣配が濃厚に見られる危機的な場合に於いて、確固たる一方の立場に立ち得なかつたのは、最高の立法機關として蓋し當然のことゝは考へられるのであるが、何れにせよ廣く生活資料の問題に對して極めて慎重な然かも消極的態度を持してゐたのは疑いのない事實である。「アンラージュ」に對比して其れが極めて對照的であるのは勿論五月四日令の失敗によるのであるが、此れには更に深い内的原因があるものとやうに思はれるのである。

此れに對して、山嶽派並びに公安委員會は生活資料の問題に關しては極めて消極的であり、唯一貫してゐるのは積極的な獨占抑壓ではなくして公定價格制の全面的な反對態度であり、⁽¹⁵⁾五月四日令の全體的な修正、適用對象の擴大の要求に對しては、ヴィヨール・バレンヌは強硬に反對してゐたのであつた。

差し迫つた課題に對して革命階級の政治的動向を分析するならば一應上記の如き結果を得られるのであるが、此れを詳細に検討するならば、其處に吾々は注目すべき一つの動きを把握出来るであらう。云ふまでもなく、其れは革命指導階級としてのブルジョア階級の階層的分裂、ダニエル・ゲランの云ふ所のブルジョア階級内部に於ける離婚現象でなければならぬ。

斯かる離婚現象は抑々如何にして生じて來たものであり、如何なる影響を當面の事態に及ぼしたであらうか。革命が停滞的段階に入り、凡ゆる事態が混迷状態を呈してゐる當時として、此の現象は無視し得ないものであり、其の赴く所

は革命の前途に豫斷を許さないものを胎んでゐるものであつた。

扱て離婚現象は如何なる點に其の由來を求めべきであらうか。此れを尋ねることは革命に於ける謎の一つを解くことでもあり且又「獨占抑壓」の置かれてゐる位置を暗示することにもなるのであるが、抑々ジロンドがサン・キュロットとの提携を拒否してゐるのに對して山嶽派が其の協力の必要を感得したのは、別にサン・キュロットに對して兩者が特に異つた態度をもつたことにあるのではなく、兩者の革命に於ける利益の源泉の求め方が異つてゐることによるものでもあつた。

ジロンドの利益は本來消費物質の取引と交易に根差すものであり、山嶽派の其れは國有財産の賣却と軍需物資の供給に置かれてゐるものであるが、インフレーションの進行過程に於ける限り、其の利益はさして對峙するものとは思はれないのである。然し革命戦争が封鎖的な形態をとり、自由な交易が事實上停止されざるを得ない段階に於いては自ら其の動きには異つたものが出てくるのが指摘されるのである。換言すれば、革命の進行を停止すること自體に利益の維持を計る方法と革命的勝利と其の利益の道をサン・キュロットとの妥協によつて計る態度とは本質的に異なるものがあつたのである。前者に於いては當然反革命派との妥協と革命の逆行が計られてくる譯であり、後者に於いてはより廣汎な社會政策的政策と方法が模索されて來なければならぬのである。従つて其れは又自ら自由經濟原則の制限をなさざるを得ないものであつた。

斯くて獨占禁止法は五月三十一日革命後の政治情勢の變化に應じ山嶽派の革命政治の一環として導き出される必然性を持つものであつたのである。

政治情勢の分析を通じて斯くて吾々は獨占禁止が取り上げられる契機と由來を知り得た譯であるが、然し國民公會の沈黙的な消極的態度自體に見られる如く其れは必ずしも全面的な支持の下に決められた譯ではないのであり、廣く生活資料問題の一環として實驗的にとり上げられた傾向も多分にあるものであつた。此のことはコロイ・デルボアの法案提議の記録に徴しても充分窺はれる處である。

四

獨占禁止に關する法令内容及び制定を廻る政治的情勢は大要以上の如きものであるが、其の現實に於ける制定効果は如何なるものであり、其れは如何なる關係を革命の進行に持つてゐるものであらうか。此れが明らかにされることによつて獨占禁止令の史的意義も始めて得られることとならう。處で抑々法令は如何なる施行規定を持ち如何なる施行組織に據つてゐたものであらうか。法令施行は國民公會の財政委員會及び保安委員會の各三人計六人より成る六人委員會に委任されて居り、此の指揮下にパリではセクション毎に革命的なサン・キュロットが其の施行に當り、必要ある場合には警察、縣、セクションの革命委員會の援助を求め得るものであつた。

扱て、斯かる施行規定によつて同令は運營された譯であるが、其の施行効果は、アンリー・カルブ氏の調査に依れば違反者として裁判所に送付されたものは一七九四年六月までに僅か十七件に過ぎず、⁽¹⁸⁾革命政府樹立の七三年十月までには六件を數えるに留つて居り、要するに施行効果は皆無に等しい状態を示してゐるのである。經濟法令の施行効果としては將に五月四日令以上の慘めなものであり、殆んどこの目途するものは心理的效果は別として何等舉つてゐないのであつた。

斯かる事實は處で如何に考ふべきであらうか。問題は當然何處に施行を妨げた要件があるかと云ふことに移行するのである。言ふまでもなく施行効果を生ぜしめなかつた第一の理由は法令其れ自體の不備に歸さねばならないのである。其の第一は量的規定が不明確なことであり、如何なる程度が公正な取引の對象になるかは一つとして示されてゐないことである。第二に此の結果として事實上、卸取引、大規模取引が不可能になつてゐることであり、軍需向けの取引にも重大な障害を與へるに至つてゐることである。第三は裁判に上告制が認められて居らず、告發者に過大の報酬が與へられる結果として地域的且政治的紛争を激發する恐れを含んでゐることである。第四に法令は商業取引の複雑性に於いての配慮を全般的に基しく缺いてゐることであり、其れは事實上、法令の適用を不可能ならしめてゐることである。

次に施行を困難ならしめたこととして施行に當る行政機關の權限の抵觸から來る混亂を擧げることが出来るであらう。⁽²⁰⁾事實セクション自體から委員を擧げること其れ自體は本來政情不安定の際極めて無理なことであり、其の上他の行政官の權限が明白に規定されてゐない限り、權限の行使上に混亂が生ずるのは當然のことであつた。コンミュニオンと委員との衝突はかくて法令施行を極めて困難にしたのである。

施行効果を皆無にした他の重要な理由は、法令公布の遅延と不徹底であり、施行後一ヶ月にして未まだ委員の任命を見ない状態の地域もあり、事實上、獨占買占者は此の期間中、充分な脱法行爲の準備を済ましてしまつたのであり、法令が徹底した時には、既に其の施行對象が大部分失はれてゐる状態であつた。

最後に擧げるべき理由は法令施行に乗ずる不法請求と瀆職行爲であり、又此れは屢々政治的利害にからみついて法令施行を事實上不能にしたのである。

斯くて七月二十六日令は八月末には早くも改正氣運を宿らして居り、特に第五條の品質と保有物資の量を廻つて新法制定の氣運が起つたのである。⁹¹⁾蓋し、改正の動機が地方諸縣の委員から起つてきたのは當然の歸結ではあつた。亦施行目的の完遂のために革命的な制度の強化が考へられるに至つたのも事態の推移から押して仕方のない事實であつたのである。換言すれば其れは國民總員令の公布とフェデラリズムの叛亂と相俟つて政治的には革命獨裁への不可避的な道を準備したものと云へよう。

七月二十六日令の實施効果が如上の如きものであつたと云ふ事實は處で如何なることを吾人に教示するものであり、如何なる革命史上の意義を汲み取らせるものであらうか。

本法令に關して先づ考ふべきことは其れが五月四日令と相俟つてフランス革命の經濟構造に相應する一つの社會的表現であり、亦優れて革命の急進的な展開を具體的に指示してゐる重要なリズムの一つを形成してゐると云ふことである。其れ故獨占禁止令は其れ自體獨立して抽象的に論ぜられるべきものではなく、より廣く革命の進行過程に於いて換言すれば革命に於ける政治と經濟の相互的な關聯に於いて考察されなければならぬと思はれるのである。

前述した如く七月二十六日令は五月四日令の施行失敗を補ふ意味で考案されたものであるが、事實は、其れ自體五月四日令後に殘された課題を徹底的に解決されるための手段と構想を缺いてゐるものであり、多分に事態の緊急性に應ずる一時的な施策的内容を持つたものであり、生活資料問題の解決のための全般的な構想は擧げて次の問題として持ち越されてゐたのであつた。此のことは法令制定の必要性を説いてゐるコロ・デルボアの提案に徴して見ても充分理解される所であり、コロ・デルボアは獨占禁止の必要を全般的な生活資料問題の解決ではなく寧ろ反革命陰謀に對處する

方法として取り上げてゐるのに過ぎないのである。其れ故コロ・デルボアの企圖する所は僅かに反革命分子の抑壓及び反社會的獨占の取締と云つた消極的なものになつて居り、明らかに事態の全面的解決を考へて居らず輿論の動きに餘儀なく従つたと云ふ態度を多分に示してゐるのである。⁽²²⁾法令制定前後に於けるサン・キュロット、ジャック・ルー、エベール及び國民公會山嶽派の問題解決に處する態度動向よりすれば、此のコロ・デルボアの提案が少くとも當然の歸結であつたことは明らかである。

處で五月四日令とコロ・デルボアの提議を通じて見られる注目すべきことは、其れが五月四日令の理念とは正反對の理念に立つてゐると云ふ事實であらう。端的に言つて五月四日令は自由經濟の原則を否定する統制計畫經濟の線に立つものであり、獨占禁止令は斯かる線を隠して自由經濟の線を一應生かし、其の運用方法に人意的な抑制を加へると云ふ方向に乗つてゐるものであつた。換言すれば價格設定を基幹とする統制經濟に對し、徵發抑壓行爲を建前とする自由經濟の理念に立つものであつたのである。

此の方法、理念の相異に關して吾人は如何なることを引き出せるであらうか。此處に於いて、想起し、注目すべきは法令設定に當つて即ち生活資料問題の解決に對して國民公會が極めて消極的であり、然かも一貫性を缺いた態度を持つてゐたと云ふ事實である。此の事實は一體如何なることを示してゐるものであらうか。既に國民公會は五月三十一日の革命によつてジロンド系の政治力を一掃してゐた譯であるが事實に於いて其れは山嶽派の一方的なイニシアティヴを許さない潜在的な力を持つてゐるものであり、云はば消極的な形に於いて反山嶽派的勢力は侮り難いものを持つてゐたのである。換言すれば國民公會は經濟的には異つた經濟理念の均衡的な構造體の如き體裁をなしてゐるものであり、均衡

的な構造物であるが故に其の政治力は常に一定の然かも獨斷的な動きを示し得ない状態にあつたと考へられるのである。フランス革命政治が八月十日後の新段階に於いて思ふやうな前進をなし得なかつたのは實に斯かる條件を内包してゐたからであり、七月に公布された獨占禁止令も其の偶々具體的な現れであつたに過ぎないのである。換言すれば其れは五月四日令の理念に立つものとは反對の立場に立つものが偶々事態の救済方法として緊急の事態に對應するものとして考へたに過ぎないものであつたのである。共通の政治的、經濟的利害を持つ國民公會は、斯くて七月二十六日令を通じて遺憾なく其の政治的無策と政治施策の貧困性を曝露したのであるが、其のことは又他面に於いて、殊に獨占禁止令の失敗を通じて、事態の收拾生活資料問題の解決の仕方に対する一個の緊急的方法の實現の可能性を示すことであつた。即ち法律革命のトレーガーが自分一個で事態の收拾をなし得ない段階に於いて、當然代つてイニシアティヴを取り得るものは革命民衆であり、然かも革命民衆に其れ自身を結集し得る政治力が缺けてゐる場合にイニシアティヴが革命サン・キュロットとの提携によつて事態の解決を求める處の急進的な革命勢力に把握されてゆくのは必然的であつたのである。斯くて出來得る限り「個人の自由」の原則に觸れないやうにしながら勇氣と徳と祖國の防衛の政治をかゝける第二次公安委員會が國民公會を乗り超えてパリ・コンミュンと革命サン・キュロット山嶽派ジャコバン・クラブの提携の上に成立することとなるのである。

ロベスピエールの登場第二次公安委員會入りは斯かる事態の云はば象徴的表現であるが、其れは又革命經濟に於ける二つのリズムとは別箇のリズムの均衡に従はなければならぬものであり、縱令祖國防衛と云ふ現實課題の解決への方法を持つてゐるにしてゐても、其れは絶えず山嶽派に現はされる小ブルジョア的政策と高度の社會保障政策の二律背反

に臨まなければならぬものであつた。他面から云へば此の均衡的政策の實現其れ自體にロベスピエールの偉大性と革命理念の高揚を認めることが出来る譯であるが、以上の如き二律背反を持つてゐる限り、其の政治に於ける限界性がやがて出てくるのは止むを得ない所であつた。一七九四年のヴァントーズの畫期的な土地分配法が事實に於いて其れを立證してゐることは今更論するまでもない處であらう。

以上七月二十六日令を手掛りにして、其れと五月四日令との關係及び、政治情勢の分析を通じて革命に於ける二個の經濟的リズムの所在を明白にし、更に其のリズムの所在に關して革命政治力の在り方及び其の革命政治に於ける停滯性を略示し、轉じて革命民衆の政治的覺醒とジャコバン恐怖政治の成立契機を明白にしたのであるが、言ふまでもなく此れだけが恐嚇政治成立の全般的契機とは申されないのである。唯、經濟的視角から其の成立の一端を捕へたに止まるのであるが、少くとも斯かる事態が十月十日の大革命政府樹立宣言への一大轉機になり、其の必然性を豫示したのは明白であらう。尙又此の事態の分析は所謂恐嚇政治への矛盾な解釋を可能にするものであり、所謂恐嚇への偏見を取り去るメイン・ポイントにもなり得るものと考へられるのである。

(本稿は昭和二十五年文部省科學研究費による報告の一部であり、昭和二十五年十一月、京都大學文學部西洋史研究室讀書會主催の公開研究發表會で報告したものに加筆したものである)。

註(1) Le Défenseur de la Constitution. p. 109—135. p. 165—223. (Oeuvres Complètes de Robespierre. 1939. Tome IV. Les Journaux).

(2) 政治勢力の均衡よりも寧ろ調和妥協政策に終始したダントンの行動は終始自主性を缺くものがあつた。故マティエ教授は則ちダントンを以つてオツポチュニストの最たるものとしてゐる。(A. Mathiez. Révolution Française. Tome II. p. 17).
フランス革命に於ける獨占禁止の問題 (鈴木泰平)

- (3) オーラー編纂の公安委員會史料集成 *Le Registre de Conseil Exécutif Provisoire* 及びオーラー編の *Société des Jacobins* の微なる限の一貫したダントン政治の理念を求めざるは困難である。
- (4) 七月二十六日令のテキストは H. Calvet 編の *L'Accaparement à Paris sous la Terreur*. p. 44—8. (Commission de Recherches et de publication des Documents relatifs à la vie économique de la Révolution. Mémoires et Documents. V.) に依る。尙本稿に引用された史料は全く本史料集に據るものではない。Aulard の史料集其他には殆んど収録してゐない。
- (5) J. Auréjac. *Cahiers de la Révolution Française VII. Les emprunts sous la Révolution*. p. 145.
- (6) G. Lefebvre. *Le Gouvernement Révolutionnaire (2 Juin 1793—9 Thermidor II). Cours professé à l'École Normale Supérieure de Sèvres (1946—47). Fascicule I*. p. 98—100.
- (5) G. Lefebvre. *Ibid.* p. 98—100.
- (6) H. Calve. *Ibid.* p. 9.
- (7) L. Cahen. R. Guyot. *L'Oeuvre législative de la Révolution* p. 471—4.
- (8) Maximum の制定効果については A. Mathiez. *La vie chère*. p. 188—99 に重要な記述がある。拙稿「シロマンの崩壊」(史學三十一—三二)参照。
- (9) 「Enragés」の登場とマラーの死に關しては古くはマテイエ、前掲書及び最近ではルフェーヴル前掲書(1) p. 82. が同様に其の死の登場契機を求めてゐる。
- (10) 「Enragés」の政治行動に關しては主としてルフェーヴル同書(1) p. 85 に據る。
- (11) Daniel Guérin. *La lutte de Classes sous la première République. Bourgeois et "bras nus" (1793—1797)*. 1946. Tome. I. p. 79.
- (12) G. Lefebvre. *Ibid.* p. 83.
- (13) A. Mathiez. *La Vie chère*. p. 188—99.

- (14) H. Calve. Ibid. p. 14
- (15) G. Lefebvre. Ibid. p. 53.
- (16) Daniel Guérin. Ibid. Tome I. p. 102—3.
- (17) H. Calve. Ibid. p. 37.
- (18) H. Calve. Ibid. p. 35. 主要事件として記録のあるものは七件に過ぎない。同書 p. 147—71.
- (19) H. Calve. Ibid. p. 16—17.
- (20) H. Calve. Ibid. p. 23—25.
- (21) H. Calve. Ibid. p. 29.
Collot d'Herbois の報告のテキスト
- (21) H. Calve. 前掲書 p. 39—42 に據る。コロト・デルボアの七月二十六日令に關する報告は革命の經濟的性格と法令公布の意圖を十二分に證明してゐるものである。
- (22) Collot d'Herbois の提案。テキストは H. Calve 前掲書 p. 39—42 に據る。
市民（議員諸君）よ。獨占と買占に關する委員會は、かくも生活に荒廢を結果した此の二つの災害に絶えず注目を拂つてゐるものである。法をまぬかれてゐる投機者のひそんでゐる迷路に松火をかゞげることによつて、委員會は此の迷路にたゞずんでゐる動物を捕へる確實な方法を準備してゐる……此の怪物は常に生成途上の共和國を滅ぼさうとしてゐるのだ……吾々の敵と共謀してゐる彼等は日に日に反革命の方法と災厄を進めようとしてゐる。諸君は彼等の隠してゐる物資をとり上げなければならぬ。公共の財産と個人の財産に危害を加へようとしてゐるのは、彼等である。彼等に對する民衆の怒りは當然であり、民衆は諸君を信頼し、自分の力と正しさを信じてゐる。彼等は吾々が提出しようとしてゐる法律が彼等を救ふのを知つてゐる。眞實な商人は此の法律を歓迎するものであり、其れは彼等に正當な利益を與へるものである。此の方法は單に買占人を攻撃するのみではなく、陰謀者を捕へようとするものである。